

国民健康保険加入者の皆さんへ

現在の医療保険制度は、誰もが何らかの健康保険に加入することになっています。社会保険等に加入していない方は、必ず国民健康保険に加入してください。

また、社会保険等の被扶養者になれる方が、国民健康保険の被保険者となっている場合があります。勤務先に問い合わせのうえ、加入の際はお早めに手続きをしてください。

なお、社会保険等に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要となります。社会保険等の加入によって、自動的に国民健康保険脱退とはなりません。そのため、手続きをしないと社会保険料等と国民健康保険税を二重に支払うこととなりますのでご注意ください。

社会保険等の資格を取得した後に、国民健康保険被保険者証を使用して医療機関を受診した場合は、国民健康保険で保険給付ができないので、市が負担した金額を返納してもらう場合があります。

国民健康保険脱退の手続きをする方は、印鑑、新しく加入した社会保険等被保険者証及び国民健康保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの、世帯主及び対象者のマイナンバーがわかるものをお持ちのうえ、本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課で手続きをお願いします。

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線164

山支 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111(代表)

平成28年 年末の交通事故防止県民運動 12月1日(木)～12月15日(木)

「もう4時だ 暗くなる前 早めの点灯」

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も危惧されます。このため、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ります。

子どもと高齢者の交通事故防止

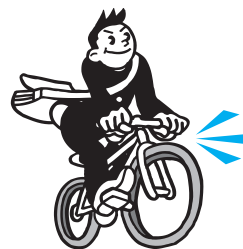
【特に注意すべきポイント：横断歩行者の保護】

- 常に進路の安全を確かめ、横断しようとしている歩行者を見かけたら、一時停止するなど横断者の保護に努めましょう。
- 道路を歩くときは、車に注意してまっすぐ歩き、道路を横断するときには、横断歩道のある場所で、必ず立ち止まって「右・左・右」の安全をよく確認してから渡りましょう。



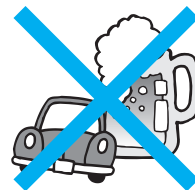
夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時は、早め(16:00頃)にライトを点灯し、スピードを抑え、前をよく見て運転しましょう。
- 反射材用品や明るい色の服装の着用を確認し合い、交通安全の「声かけ」をしましょう。



飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は「絶対にしない」という強い信念を持ちましょう。
- ※自転車も車の仲間です。飲酒運転はやめましょう。
- 飲酒運転をしない、車を運転する人には絶対に酒類を勧めない、飲酒運転の車には絶対乗らないことを家族で約束しましょう。



<実施機関等>

常陸大宮市交通安全対策推進協議会・一般財団法人茨城県交通安全協会大宮地区交通安全協会
常陸大宮市交通安全母の会連絡協議会・大宮地区安全運転管理者協議会・大宮警察署

問 本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線114